

平成 30 年 12 月 21 日

日本学生支援機構奨学金の奨学生であった皆様へ

師走を迎え、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。お元気で活躍されていますでしょうか。

日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10 月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。奨学金は、口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいらっしやるそうです。最初の引き落としができないために、延滞となり、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

皆様はそのようなことはないとは思いますが、改めて「注意喚起」のためにお知らせをさせていただいております。以下の 2 点について、今一度ご確認をお願いいたします。

- ① 返還金は、指定口座（リレー口座）から引き落とされているか。
- ② 口座振替の手続きを行っていないため、日本学生支援機構から請求書を受け取り、未払いの状態になっていないか。まだ支払いが済んでいないようなことがないか。

※万が一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、「日本学生支援機構の相談窓口」に電話してください。ご相談の際には奨学生番号をご用意ください。

**日本学生支援機構相談窓口      電話：0570-666-301**

(海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

このお知らせは、広く本年 10 月から返還開始の方を対象にしております。もし、すでに返還されていたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている場合はご了承ください。

皆様の返還金は、次の奨学生の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

以上

筑紫女学園大学 教学支援部  
学生サポート班